

権利擁護 指針

有限会社ナドーワド

制定	令和4年4月1日
改正	令和6年4月1日

権利擁護 指針

I 目的

権利擁護指針とは、単に法令の遵守と最低基準を守るだけの指針ではなく、利用者の基本的人権を侵害することなく、利用者一人ひとりの願いに応えるため、職員の専門性と倫理観を高めるための行動指針です。

II 大切にしたい視点

- ① 基本的人権を尊重し、あたりまえの暮らしとはどういうものか考えます。
- ② 利用者の願いと生活実態を知り、一人ひとりの立場にたったより良い支援を考えます。
- ③ 利用者・家族の思いに共感し信頼関係を築きます。
- ④ 利用者の暮らしについて一緒に考えます。

【具体的な内容】

1. 人権の尊重

- ・病気や高齢による判断力の低下や障害の程度・状態・能力・性別・年齢等で差別をせず対応します。偏見や先入観をもって接することはしません。
- ・差別的な障害の呼称・状態を表す用語は使いません。
- ・克服が困難なことを本人の責任とせず、支援方法を一緒に考えます。
- ・利用者の行為を嘲笑したり、軽蔑した言動はしません。

2. 利用者の主体性の尊重

- ・行動を決めることを押し付けず、説明と提案をおこない、最良の方法を一緒に考えます。
- ・利用者の個人的な好み・嗜好を尊重しつつ、適切な対応をします。

3. 丁寧な対応

- ・基本的に「〇〇さん」と呼びます。本人の望まない子ども扱いはしません。
- ・利用者にわかりやすい言葉を使います。
- ・対応するときは手を止めて、利用者の顔を見て話を聞きます。
- ・常に所在と安全に気を配り、様子と体調に変わりがないか気かけます。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から施行する。

この指針は、令和6年4月1日から施行する。